4. 食道疾患研究の利益相反に関する指針に対する補足 Q&A

- Q1. 日本食道学会で発表をする時には,具体的に,われわれは何をすればいいのでしょうか?(補 足第 1 号に関連)
- A1. 現在のところ、日本食道学会での発表については、筆頭演者の利益相反状態を開示することが必要です。開示は当該発表演題に関した利益相反状態に限定されます。共同演者の利益相反状態まで含めて、発表者全員の利益相反状態を開示していただくことも補足策定時に検討されましたが、演題登録者の負担を考慮して、今回は筆頭演者のみに限定されました。なお、食道疾患研究は、学会発表を行うだけでは学術的に十分とは認められておらず、論文にすることが重要と考えられております。従って、臨床的に影響力のある食道疾患研究の結果については論文として投稿されてきますので、この段階で著者のみならず、全共著者の利益相反状態を開示していただくことになります。一例を示します。

	(様式1)
筆頭演者の利益相反自己申告書(例)	
筆頭演者氏名	

	金額	該当の状況	該当の有る場合,企業名等
役員・顧問職	100 万円以上	有り・無し	星□薬品
株	利益 100 万円以上/全株式の 5%以上	有り・無し	AB 製薬
特許使用料	100 万円以上	有り(無〕	
講演料など	100 万円以上	有り・無し	星□薬品
原稿料など	100 万円以上	有り・無し	星□薬品
研究費	200 万円以上	有り・無し	AB 製薬
その他報酬	5 万円以上	有り・無し	

- Q2. 日本食道学会の演者が自己申告する利益相反状態の期間は、いつからいつまでですか。(補足第 1 号に関連)
- A2. 演題登録日が例えば、1月20日であった場合は、前年の1月21日から、登録日の1年間に発生した事項について自己申告して下さい。発表時には、発表日が4月20日であった場合には、前年の1月21日から発表日までの約1年3ヵ月の期間に発生した事項を開示して下さい。演題登録後に生じた利益相反状態も明らかにしていただきたいという考えから、こ

のように期間を定めております。

- Q3. 本指針や補足に従えば、日本食道学会に膨大な量の個人情報が蓄積され、処理しきれないのではないですか。また、社会に公開を求められたときに、日本食道学会はどのように対応するつもりですか。 (補足第4号に関連)
- A3. 補足第1号,第2号に従うと、学会発表者の利益相反情報は、発表時にスライドまたはポスターで示されるだけで完結し、日本食道学会がその利益相反情報を管理・保管することはしません。学会に利益相反情報として残すものは役員等の数十人分の様式3に限られ、これも保管期間が任期終了後2年間とし、その後は廃棄します。自己申告者には提出時に、様式3のどの項目であれ公開することを了承する誓約書をとります。しかし実際は、倫理委員会と理事会で十分に検討して、求められていることに関して必要な範囲のみを公開することを、補足第4号に明記しております。(様式3)